

**令和5年**  
**公認会計士論文式試験**  
**【解答速報】**  
**企業法**  
**第1問・第2問**

本解答は令和5年8月24日15時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成・提供しており、試験機関による本試験結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

第1問 答案用紙  
(企業法)

<b>問題 1</b>	<p>(1) 会社の承認を得ずになされた譲渡制限株式の譲渡の効力について明文規定はないが、会社にとって好ましくない者の参加を排除し、閉鎖性を維持するために認められている譲渡制限株式の趣旨に鑑み、当該譲渡は、甲会社に対する関係では無効と解する。</p> <p>(2) (1) で述べた譲渡制限株式の趣旨からすれば、会社に対する関係において株式譲渡を無効とすれば、その目的は達成される。また、株式取得者に譲渡承認請求 (137条 1 項) 及び会社又は指定買取人による買取りの請求 (138条 2 号ハ) を認めており、会社の承認がなくても当事者間では有効に株式が移転することを前提にしていると解釈できる。</p> <p>以上から A と B との関係では当該譲渡は有効と解する。</p>
<b>問題 2</b>	<p>C は、本件決議に決議取消原因、具体的には決議方法の法令違反 (831条 1 項 1 号) があることを主張すべきである。</p> <p>甲会社が特別利害関係があるとの理由から A の議決権行使を認めていないのは、140条 3 項の譲渡等承認請求者の議決権否定に基づく想定される。しかし、本件株式の譲渡等承認請求者は A ではなく、B である。また、A が特別利害関係人 (831条 1 項 3 号) にあたるとしても、事後的にその者の議決権行使により著しく不当な決議がなされたことが取消原因とされるのみであり、議決権の行使自体が否定されるわけではない。</p> <p>よって、法律上の根拠がないのに、A の議決権行使を認めなかった本件決議には、決議方法の法令違反が存するため、C の当該主張は認められる。</p> <p>そのように解すると、次に裁量棄却 (831条 2 項) の可否が問題となるため、C は裁量棄却できないことを主張すべきである。</p> <p>発行済株式総数の 40% を保有する A の議決権行使を認めなかった本問では、違反する事実が重要でないとはいえない。また、A は株主総会の特別決議の成立を阻止することができたため、決議に影響を及ぼさないとはいえない。</p> <p>よって、裁量棄却できず、C の当該主張も認められる。</p> <p>なお、本問では提訴期間内に訴えが提起されている (831条 1 項柱書前段)。また、C は、A の議決権行使に関する事由について決議取消しの訴えを提起しているが、手続の瑕疵によって公正な決議が妨げられたかもしれないことを是正するという観点から、株主は、自己に対する株主総会の決議方法に瑕疵がなくとも、他の株主に対する決議方法に瑕疵がある場合に、決議取消しの訴えを提起することができると解する。</p> <p>以上のように、決議取消原因が認められ、裁量棄却もできない。また、訴えの要件を満たしているので、C の主張は妥当である。</p>

第2問 答案用紙  
(企業法)

<b>問題 1</b>	<p>本件取締役会においては、取締役Bに対して招集通知が発せられておらず、招集手続の法令（368条1項）違反が認められる。そこで、瑕疵ある取締役会の決議の効力が問題となる。</p> <p>この点、招集通知を欠く取締役会決議は一般原則に従い無効と解すべきである。もっとも、招集通知を受けなかった取締役が出席してもなお決議の結果に影響がないと認めるべき特段の事情がある場合には、法的安定性を確保すべく決議は有効と解する。</p> <p>本問では、丙会社株式の譲渡の可否は、乙会社の一人株主Aの意向が極めて重視されるべき事項であり、それを審議する本件取締役会決議において、Aの意向を反映していると考えられるAの配偶者Bの意見が審議に与える影響は非常に大きいといえる。また、C及びDがBとは異なる意見を持っており、その意思が強固なものであったとしても、議事進行の過程において、Aの人事権を背景とするBの意見が明らかになることで翻意し、本件取締役会決議の結果が変わったかもしれない可能性は否定できない。したがって、Bが出席してもなお決議の結果に影響を及ぼさないと認めるべき特段の事情があるとはいえず、本件取締役会決議は無効である。</p>
<b>問題 2</b>	<p>本件株式譲渡は「重要な財産の処分」にあたり、取締役会決議が必要となるが(362条4項1号)、本問では当該決議を欠くことになる。そこで、当時の代表取締役Cが取締役会決議を経ずにした「重要な財産の処分」の効力が、明文規定を欠くため問題となる。</p> <p>この点、取締役会決議は内部的意思決定にすぎず、これを欠くことを理由に無効とする取引の安全を害する。よって、原則として有効と解すべきである。ただし、相手方が取締役会決議を欠いていることを知り得た場合には保護の必要はない。そこで、相手方が取締役会決議を欠いていることを知り、又は知ることができたときは、心裡留保に関する民法93条1項ただし書を類推適用し、無効となると解する。取締役会決議を欠いた代表取締役の行為は、意思と表示の不一致に準ずると解することができ、心裡留保と類似の関係があるからである。</p> <p>本問のFは、Bが本件取締役会を欠席した理由について確認しておらず、それを確認していれば、本件取締役会決議が招集通知を欠くことにより無効となり、ゆえに、本件株式譲渡に必要な取締役会決議を欠くことになることを知ることができたといえる。したがって、本件株式譲渡につき、乙会社はその無効を主張することができる。なお、一人株主Aが本件株式譲渡を事前に容認していた事実はなく、乙会社が信義則上無効主張を制限されることもない。</p>

# 令和5年公認会計士論文式試験 大原の“大当り”ズバリの的中(速報)

## 企業法の的中中間問題をご紹介します！

### ■令和5年論文式試験 企業法 第1問 問題2

#### 第 1 問 (50点)

取締役会設置会社である甲株式会社(以下、「甲会社」という。)は、種類株式発行会社でなく、その定款には、譲渡による株式の取得について会社の承認を要する旨及び株券を発行する旨の定めがある。定款にその他の別段の定めはない。

甲会社の経営は低迷し、過去5年間にわたり剰余金の配当がなかったため、甲会社の発行済株式総数の40%を保有するAは、日頃から甲会社の経営に不満をもっていた。Aは知人の経営コンサルタントBに甲会社の経営の立て直しのために知恵を貸してほしいと相談したところ、BはAの保有する甲会社株式の全部(以下、「本件株式」という。)を譲り受け、B自ら甲会社の株主として経営の立て直しに関与すること、さらに、甲会社の経営が改善した暁にはAに有利な買戻金額でもって本件株式を返還することを提案した。

Aは、Bの提案に応じることに躊躇していたが、Bから万事任せると強くと促され、最終的にはA及びBの間で本件株式の譲渡について合意が成立した。

この場合において、次の **問題 1** 及び **問題 2** に答えなさい。ただし、 **問題 1** と **問題 2** とは別個独立のものとする。

**問題 2** Bは、甲会社に対し、株券を提示して、Bによる本件株式の取得を承認するか否かの決定をすること、承認しない旨の決定をする場合には、甲会社又は甲会社の指定する者が本件株式を買い取ることを請求した(以下、「本件譲渡等承認請求」という。)

甲会社は、取締役会においてBによる本件株式の取得を承認しない旨の決定をし、本件譲渡等承認請求の日から10日後に、その旨をBに通知した。当該通知の日から1か月後に、株主総会の特別決議(以下、「本件決議」という。)により、甲会社自らが本件株式を買い取る旨の決定をし、その旨をBに通知した。しかし、甲会社は、本件決議については、特別の利害関係を有するという理由から、Aの議決権の行使を認めなかった。

甲会社の株主Cは、本件決議においてAの議決権行使が認められなかったことを理由に、本件決議の日から3か月以内に株主総会決議取消しの訴えを提起した。当該訴えにおいて、Cがすべき主張及び当該主張の当否について論じなさい。



## ■資格の大原 2023 年合格目標 企業法 論文応用演習 第2回 第2問 問題2

公開会社である甲株式会社（以下、「甲会社」という。）は、代表取締役をAとし、監査役B、C及びDからなる監査役会を設置している。また、甲会社の株主は、総株主の議決権の70%を保有する株主X、3%を保有する株主Y及びその他の零細株主で構成されている。この場合において、次の **問題1** 及び **問題2** に答えなさい。なお、**問題1** 及び **問題2** は独立した問題とする。

**問題2** 甲会社は、Xの要請に応じ、Xの保有する甲会社株式の一部を有償で取得することとした。そこで、甲会社は、取締役会決議により、Xからのみ甲会社の株式を取得する議案（以下、「本件議案②」という。）を決定し、定時株主総会に提出した。そして、定時株主総会（以下、「本件総会②」という。）において、本件議案②は可決された。その後、本件総会②の決議は、X以外の株主が全員本件議案②に反対したものの、Xが議決権を行使し、賛成したことにより可決されていたことが発覚した。この場合において、Yが本件総会②の決議の効力を争う方法及びその効力について論じなさい。なお、甲会社の定款には、自己株式の取得に関連する別段の定めはないものとする。

# 企業法の的中問題をご紹介します！

## ■令和5年論文式試験 企業法 第2問 問題1

### 第2問 (50点)

乙株式会社(以下、「乙会社」という。)及び丙株式会社(以下、「丙会社」という。)は、公開会社であり、種類株式発行会社ではない。乙会社は丙会社の発行済株式の全部を保有しており、乙会社の発行済株式の全部はAが保有していた。令和3年8月26日当時、乙会社及び丙会社は監査役設置会社であり、乙会社の取締役は、Aの配偶者B、C及びDの3名で、Cが代表取締役であり、丙会社の取締役は、B、C及びEの3名で、Cが代表取締役であった。乙会社は丙会社等の複数の事業会社を傘下として企業集団を形成しており、その経営方針はBが実質的に決定していた。

Bの丙会社の経営方針に不満を有していたC及びDは、乙会社の完全子会社である丁株式会社の取締役であるFに対し、Bを丙会社の経営から排除したい旨を話し、丙会社の発行済株式の全部を買取るよう依頼した。令和3年8月26日に開催された乙会社の取締役会(以下、「本件取締役会」という。)では、C及びDが出席し、乙会社が保有する丙会社の株式の全部をFに1000万円で譲渡すること(以下、「本件株式譲渡」という。)が出席取締役の全員一致で承認された。本件取締役会の招集通知は、B以外の役員については適法に発せられたが、Bには発せられておらず、Bは本件取締役会に出席することができなかった。Fは、C及びDの意思が強固で意見の変更はあり得ず、Bが本件取締役会に出席しても決議の結果には影響しないと考えて、Bの欠席の理由について特段の確認をしなかった。

以上の事実関係を前提として、次の **問題1** 及び **問題2** に答えなさい(ただし、**問題1** と **問題2** とは別個独立のものとする。)。なお、本件株式譲渡は、重要な財産の処分には該当するが、株主総会の決議による承認を要する事業譲渡等には該当しないものとする。

**問題1** 本件取締役会の決議の有効性について論じなさい。



## ■資格の大原 2023年合格目標 企業法 論文直対演習 第3回 第2問 問題2

甲株式会社（以下、「甲会社」という。）は、代表取締役をAとし、B及びその他3名を取締役とする公開会社であり、かつ、監査役設置会社である。

Aは甲会社の創業者であるが、93歳と高齢であり、また、甲会社に甚大な損害をもたらす不正な取引に関与しているとの情報があった。そこで、A以外の全取締役及び全監査役は、早急にAの代表取締役及び取締役たる地位を剥奪すべきと考えた。この場合において、次の **問題1** 及び **問題2** に答えなさい。なお、甲会社では、取締役会の招集権者を特定の取締役に限定する旨の定めは設けられておらず、また、 **問題1** 及び **問題2** はそれぞれ独立したものとする。

**問題2** Bは、Aを取締役から解任する議案を臨時株主総会に提出するため、当該議案の決定に関する取締役会（以下、「取締役会②」という。）の招集を適法に行った。そして、Aを含む取締役及び監査役全員が出席して取締役会②が開催されたが、BはAが本件決議に関する特別利害関係人に該当するとして決議には参加させず、取締役会②の決議はAを除く全員一致の決議により可決された。この場合の取締役会②の決議の効力について説明しなさい。

## ■資格の大原 2023年合格目標 テキスト論文総まとめ p. 253

### 【支配株主取締役に対する招集通知漏れと「特段の事情」の有無（東京高判H30.10.17）】

一人株主たる取締役又は一人株主の意思決定に大きな影響力を有する取締役（以下、「支配株主取締役」という。）が取締役会の審議に与える影響力は、株主の意向が極めて重視されるべき事項（会社の経営の基本方針に大きな影響を与える事項）を取締役会において審議する場合には、非常に大きなものがある。支配株主取締役は、実質的に会社の支配権を有し、取締役の選任及び解任を実効する直接の権限を有し、これに伴い取締役又は取締役であった者に対する責任追及を行うかどうかについても大きな影響力を有するため、その取締役会の審議に及ぼす影響力は計り知れないからである。取締役会開催前に取締役の過半数が支配株主取締役とは異なる意見を持っていたとしても、また、その意見が強固なものであったとしても、実際を取締役会の議事進行の過程において支配株主取締役の意見が明らかになれば、取締役会決議の結果がどのように転ぶかは、全く未知数というほかはないのである。そうすると、支配株主取締役に対する取締役会の招集通知の欠如があった場合に、通知を欠く取締役が出席してもなお決議の結果に影響を及ぼさないと認めるべき特段の事情があるとは、考えられない。

# 企業法の的中問題をご紹介します！

## ■令和5年論文式試験 企業法 第2問 問題2

### 第2問 (50点)

乙株式会社(以下、「乙会社」という。)及び丙株式会社(以下、「丙会社」という。)は、公開会社であり、種類株式発行会社ではない。乙会社は丙会社の発行済株式の全部を保有しており、乙会社の発行済株式の全部はAが保有していた。令和3年8月26日当時、乙会社及び丙会社は監査役設置会社であり、乙会社の取締役は、Aの配偶者B、C及びDの3名で、Cが代表取締役であり、丙会社の取締役は、B、C及びEの3名で、Cが代表取締役であった。乙会社は丙会社等の複数の事業会社を傘下として企業集団を形成しており、その経営方針はBが実質的に決定していた。

Bの丙会社の経営方針に不満を有していたC及びDは、乙会社の完全子会社である丁株式会社の取締役であるFに対し、Bを丙会社の経営から排除したい旨を話し、丙会社の発行済株式の全部を買取るよう依頼した。令和3年8月26日に開催された乙会社の取締役会(以下、「本件取締役会」という。)では、C及びDが出席し、乙会社が保有する丙会社の株式の全部をFに1000万円で購入すること(以下、「本件株式譲渡」という。)が出席取締役の全員一致で承認された。本件取締役会の招集通知は、B以外の役員については適法に発せられたが、Bには発せられておらず、Bは本件取締役会に出席することができなかった。Fは、C及びDの意思が強固で意見の変更はあり得ず、Bが本件取締役会に出席しても決議の結果には影響しないと考えて、Bの欠席の理由について特段の確認をしなかった。

以上の事実関係を前提として、次の **問題1** 及び **問題2** に答えなさい(ただし、**問題1** と **問題2** とは別個独立のものとする。)。なお、本件株式譲渡は、重要な財産の処分には該当するが、株主総会の決議による承認を要する事業譲渡等には該当しないものとする。

**問題2** 本件取締役会の決議後、Cは乙会社の取締役を解任され、Aが取締役に選任された。また、Cの後任の代表取締役にはBが選定された。本件取締役会の決議が無効であるとした場合、乙会社は本件株式譲渡の無効を主張することができるかについて論じなさい。





### ■資格の大原 2023 年合格目標 テキスト論文総まとめ p. 118

甲株式会社（以下、「甲会社」という。）は、総資産額が50億円である公開会社であり、かつ監査役設置会社である。甲会社は、当初は薬品の製造販売事業（以下、「薬品事業」という。）のみを行っていたが、その品質の高さが評価されて消費者の信頼を獲得し、その後、この信頼をもとに食品事業にも業務を拡大した。近年は、食品事業の業績が飛躍的に向上し、他方で、薬品事業の業績は低迷していた。そこで、甲会社の代表取締役Aは、薬品事業についての打開策を考えている。

この場合において、次の **問題1** 及び **問題2** に答えなさい。なお、**問題1** 及び **問題2** は独立した問題とする。

**問題1** Aは甲会社の薬品製造機械の1つ（以下、「X機械」という。）を売却し、その売却代金を薬品事業の損失の補てんに充てようと考えた。そこで、Aは単独で当該X機械の売却を決定し、これをBに売却した。この場合、当該X機械の売却の効力について論じなさい。なお、X機械の売却は甲会社にとって「重要な財産の処分」（会社法362条4項1号）に該当するものとする。